# 公益財団法人日本美術刀剣保存協会
# 平成二十四年度事業報告及び決算報告

## Ⅰ　事業の実施状況

1、博物館事業

(1)　展示事業

平成二十四年度刀剣博物館の展示活動及び入館者数は別表1のとおりである。

(2)　鑑賞会事業

定例鑑賞会は八月と十二月を除く毎月第二土曜日に、当協会四階講堂において午後一時より開催した。鑑賞会には平均六〇名の出席があり、鑑定刀の入札及び当協会学芸員による解説を行った。

また定例鑑賞会にあわせて平成二十四年九月から、刀剣を手にとって鑑賞したことのない初心者のために刀剣の扱い方、鑑賞の方法を学ぶための「刀剣鑑賞マナー講座」を予約制で四回開催し、修了した者には修了証を発行した。平成二十四年度の参加者は一六名であった。

協力団体が公益事業として開催する鑑賞会に、要請により鑑定刀の貸与及び講師の派遣を行った。平成二十四年度は七九件の要請があり、刀剣類五点を貸与し、鑑賞の指導を学芸員が行った。協力団体開催の鑑賞会の平均出席者は二四名であった。

(3)　作品発表会

①平成二十四年新作名刀展

作刀、刀身彫、彫金の職方の作品発表の場として、多くの方に現代作家の技倆の高さをアピールすることを目的として平成二十四年五月二十九日(火)から六月二十四日(日)まで刀剣博物館で開催した。

②第六十五回刀剣研磨・外装技術発表会入賞作品展

研磨、白鞘、柄前、拵、白銀の職方の作品発表の場として平成二十四年十二月四日(火)から十二月十六日(日)まで刀剣博物館で開催した。なお第六十五回刀剣研磨・外装技術発表会入賞作品展より諸般の事情により、入館料を通常どおりに設定した。

(4)　古伝書等の公開

当協会の古伝書や一般刀剣関係書籍を収蔵している資料室を月曜日から金曜日の十時から十二時、十三時から十六時まで一般の利用に供し、入室、閲覧は無料とし、コピーサービス（有料）にも応じた。平成二十四年度は五一件の利用があった。

(5)　刀剣相談

当協会に来館、または書面、電話での刀剣のあらゆる相談を受け付け、刀剣類の文化財としての位置づけを認識してもらうことと、刀剣類の知識として手入れ方法、保存方法を指導した。また銃砲刀剣類所持等取締法による所轄警察署への届出等、関係法令の周知徹底を努め、各都道府県教育委員会への登録申請の相談も受け登録業務に協力した。

(6)　広報誌の発行

平成二十四年度は広報誌『刀剣美術』を六六三号から六七四号まで発行した。当協会職員の編集スタッフが毎月編集会議を開催して内容を検討し、投稿された刀剣関係の論文、随想、資料の紹介等の掲載の他、定

別表1

| | 期　間 | 一般 | 会員 | 招待 | 学生 | 学童 | 団体 | 計（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 館蔵名刀展※1 | 4.1~5.6 | 1308 | 89 | 59 | 123 | 148 | 40 | 1767 |
| 第22回特別重要刀剣等新指定展 | 5.8～5.27 | 618 | 132 | 41 | 84 | 97 | 18 | 990 |
| 平成24年新作名刀展※2 | 5.29～6.24 | 1204 | — | — | — | 55 | — | 1259 |
| 特集陳列写しの系譜 | 6.26～10.28 | 3716 | 317 | 192 | 466 | 241 | 67 | 4999 |
| 第58回重要刀剣等新指定展 | 10.30～12.2 | 1095 | 167 | 103 | 96 | 54 | 209 | 1724 |
| 第65回刀剣研磨・外装技術発表会入賞作品展 | 12.4～12.16 | 334 | 53 | 18 | 45 | 12 | 0 | 462 |
| 春のよそおい | H25.1.5～3.31 | 2327 | 224 | 82 | 253 | 161 | 27 | 3074 |
| 合　　計 | | 10602 | 982 | 495 | 1067 | 768 | 361 | 14275 |

※1　館蔵名刀展は平成二十四年一月五日から開催
※2　この展示は入館料無料のため入館者数は一般入場者数に含まれている

例鑑賞会の報告及び当協会や刀剣界の情報発信源として、会員への配布のみならず、刀剣博物館においても一般に向けて頒布している。

(7)　ホームページ活用

『刀剣美術』誌と共に、当協会や刀剣界の情報発信源として活用しているほか、刀剣の知識が学べるように構成している。

また、『刀剣美術』誌の記事の一部を英訳してホームページからみることができるようにして海外の研究者、愛刀家等の要望に応える。

2、教育、講習事業

(1)　刀職技能訓練講習会

刀職者の技能向上とその普及を目的として西日本で行っているこの講習会は、広報誌『刀剣美術』、当協会ホームページ、刀剣博物館掲示板で研修生を募集し、平成二十四年度で二十六回を数え、備前長船刀剣博物館において平成二十四年六月十九日（火）から二十二日（金）の四日間開催した。

講習部門は「柄下地の部」と「刀装金具の部」の二部門で、「柄下地の部」は柄巻師の無鑑査認定者の講師により「時代柄と江戸柄の技法的相違」を講習テーマとして実施し、受講者は一四名であった。「刀装金具の部」は白銀師の無鑑査認定者の講師により「小柄下地の基礎技法」を講習テーマとして実施し、受講者は一一名であった。

最終日の閉講式において、受講生に対し受講証書を発行した。

(2)　第四十五回刀剣研磨・外装技術研修会

刀職者の技能向上とその普及を目的として行っているこの研修会は、広報誌『刀剣美術』、当協会ホームページ、刀剣博物館掲示板で研修生を募集をし、当協会講堂において平成二十四年八月二十七日（月）から九月一日（土）まで開催した。

研修部門は「研磨の部」「鍛冶研ぎの部」（前半三日間）及び、外装の部として「鞘の部」「柄巻の部」「鐔の部」（後半三日間）であり、「研磨の部」の講師は研師の無鑑査認定者二名により「下地研ぎ」を研修テーマとして実施し、特別研修生二名、研修生七名、聴講生一三名の参加があった。

「鍛冶研ぎの部」は講師は刀匠の無鑑査認定者により「正しい肉置きの付け方」を研修テーマとして実施し、研修生六名、聴講生一名の参加があった。「鞘の部」は講師が欠席であったため、鞘師の助講師により、「掻き入れの基礎技法」を研修テーマとして実施し、特別研修生二名、研修生一名、聴講生五名の参加があった。

「柄巻の部」は講師は柄巻師の無鑑査認定者により「菱紙の入れ方と考え方」を研修テーマとして実施し、研修生四名、聴講生一一名の参加があった。

「鎺の部」は講師は鎺師の無鑑査認定者により「火造の基礎から二重鎺の肉置き」を研修テーマとして実施し、特別研修生一名、聴講生九名の参加があった。

また、三年間の研修修了者は研磨の部の特別研修生一名、研磨の部の研修生一名、柄巻の部の研修生一名があり修了証書を交付し、その他研修生、聴講生にそれぞれ研修証書、聴講証書を交付した。

⑶　第三十回作刀技術実地研修会

この研修会は、文化庁の作刀承認を得ることを目的として、広報誌『刀剣美術』、当協会ホームページ、刀剣博物館掲示板で研修生を募集をし、平成二十四年九月二十五日（火）から九月二十八日（金）の四日間、島根県の日刀保日本刀鍛錬道場において開催した。

本研修会は三年で修了となるカリキュラムで行っているが、今回は第十期の三年目にあたり「焼き入れ」をテーマとして講師に刀匠で無鑑査認定者二名により実施し、特別研修生四名、研修生三名、聴講生一一名の参加があった。

この研修ではサブテーマとして「各種玉鋼の効果的使用法」の研修も行っている。今回は三期目であるため、受講生全員に修了証書が交付された。

⑷　村下養成研修会

たたら操業の日程にあわせて「日刀保たたら」に於いて日刀保たたら村下を講師に村下後継者の養成を行った。養成員一一名の参加があった。

3、コンクール事業

⑴　平成二十四年新作名刀展

現代作家の技術の向上及び普及を目的として、作刀の部、刀身彫の部、彫金の部の三部門について広報誌『刀剣美術』、協会ホームページ、刀剣博物館掲示板で公募し、平成二十四年四月二日（月）から四日（水）の間受付をした。

申請された作刀の部二〇点、刀身彫の部二点、彫金の部一五点について平成二十四年四月十三日（金）に審査会を開催し、その結果は、特賞は作刀の部二点、彫金の部一点、優秀賞は作刀の部四点、彫金の部三点、努力賞は作刀の部六点、刀身彫の部二点、彫金の部二点、入選は作刀の部八点、彫金の部九点となった。無鑑査による出品作刀の部九点、彫金の部四点であった。

平成二十四年五月二十九日（火）午後一時から当協会講堂に於いて表彰式を執り行い、入賞者に賞金、賞状、副賞（カップ及び作刀の部門出品者には玉鋼）、賞状を、入選者に入選証書をそれぞれ交付した。各部門について審査員の代表が審査員講評を行った。

この表彰式に先立ち、前日の五月二十八日（月）に当協会四階において出品者対象に今後の技術の向上を図るために無鑑査を含む出品作を手にとって鑑賞できる勉強会を開催した。

新作名刀展では開催のチラシを作成し、各方面に配布し入賞作品の写真を撮影して入賞作品集を制作し、一部一、五〇〇円で頒布した。

展示は平成二十四年五月二十九日（火）から六月二十四日（日）まで刀剣博物館で開催し、その後は六月三十日（土）から七月十六日（月・祝）まで埼玉県の川越市立博物館、七月二十一日（土）から八月九日（木）までは山形県の致道博物館において巡回展を行った。

⑵　第六十五回刀剣研磨・外装技術発表会

現代作家の技術の向上と普及を目的として、研磨の部、外装の部として白鞘の部、刀装の部、柄前の部、白銀の部について広報誌『刀剣美術』、協会ホームページ、刀剣博物館掲示板で公募し、平成二十四年十一月五日（月）から七日（水）の間受付をした。

申請された研磨の部三九点、白鞘の部九点、刀装の部三点、柄前の部一五点、白銀の部七点について、十一月十四日、当協会講堂において審査会を開催し、その結果は特賞は三点、優秀賞は研磨の部四点、白鞘の部二点、刀装の部二点、柄前の部三点、白銀の部二点、努力賞は研磨の部四点、白鞘の部一点、刀装の部一点、柄前の部二点、入選は研磨の部二六点、白鞘の部六点、柄前の部一〇点、白銀の部五点で、落選は研磨の部で二点あった。無鑑査による出品は研磨の部一〇点、柄前の部二点、白銀の部一点あった。

十一月三十日（金）午後一時より当協会講堂に於いて表彰式を執り行い、入賞者に賞金、副賞（カップ）、賞状を、入選者に入選証書をそれぞれ交付した。

各部門について審査員の代表が審査員講評を行った。展示は、十二月四日（火）から十六日（日）まで刀剣博物館に於いて開催した。

4、検定・資料収集事業

(1) 刀剣類の保存・特別保存審査

八月と九月を除く毎月、保存及び特別保存の審査申請を受付、審査会を開催した。奇数月の月初め三日間は刀剣の受付をし、偶数月の月初め三日間は刀装・刀装具の受付をし、受付点数により審査会を複数回設け、審査は理事会の決議を経て会長が指名または委嘱した審査員により、審査規程に則り厳正に審査を行い、合格したものには鑑定書を発行した。受付点数、合格点数は次のとおりであった。

| | 区分 | 受付点数 | 合格点数 |
|---|---|---|---|
| 保存 | 刀剣 | 四八三〇 | 三一九八 |
| | 刀装 | 二七二 | 一八八 |
| | 刀装具 | 三一〇一 | 二三二〇 |
| 特別保存 | 刀剣 | 一四七二 | 一〇〇一 |
| | 刀装 | 一二一 | 九八 |
| | 刀装具 | 七二五 | 六〇七 |

(2) 刀剣類の重要・特別重要審査

第二十二回特別重要刀剣等審査は、平成二十四年四月九日（月）から十一日（水）までの三日間で申請を受付した。審査は理事会の決議を経て会長が指名または委嘱した審査員により、審査規程に則り厳正に第一次審査、第二次審査を行い、指定されたものには指定書を発行し、五月八日（火）から二十七日（日）まで刀剣博物館において指定品の展示を行い、指定品を図譜として纏め、頒布した。また、第五十八回重要刀剣等審査を九月三日（月）から五日（水）までの三日間で受付した。審査は理事会の決議を経て会長が指名または委嘱した審査員により、審査規程に則り厳正に第一次審査、第二次審査を行った。十月三十日（火）から十二月二日（日）まで刀剣博物館において指定品の展示を行い、指定品の指定書及び指定品を纏めた図譜を現在作成中である。受付点数、合格点数はそれぞれ次のとおりであった。

| | 区分 | 受付点数 | 合格点数 |
|---|---|---|---|
| 第五十八回重要 | 刀剣 | 三五六 | 四七 |
| | 刀装 | 五四 | 一二 |
| | 刀装具 | 一六九 | 三一 |
| 第二十二回特別重要刀剣 | | 二〇五 | 二〇 |
| | 刀装 | 一一 | 一 |
| | 刀装具 | 三二 | 三 |

5、資格付与事業

(1) 無鑑査の選任

当協会の無鑑査選任規程第二条により無鑑査基準に達した研師の吉田宗都氏を平成二十四年七月三日付で無鑑査に認定した。なお、現在無鑑査認定者は作刀の部が二〇名、彫金の部が五名、刀身彫の部が一名、研磨の部が二一名、外装の部が一〇名となっている。

(2) 伝位授与

伝位は、初伝位八名、中伝位九名の合計一七名の申請があり、伝位審

議会を平成二十四年十二月並びに平成二十五年三月の二回開催して申請者全員の合格を認めるとともに、理事会の決定により、それぞれ伝位証書を授与した。

(3) 刀剣等指導員登録

刀剣等指導員規程による指導員登録の申請が一〇名より提出され、いずれも刀剣等指導員規程第二条の資格を有しているため理事会決議により登録証が発行された。

刀剣等指導員の資格は上記中伝位以上を授与された者と規定されていることから、伝位授与と連動して指導員として刀剣文化の普及に活躍する人材を育てることにしている。

6、たたら製鉄事業

たたら操業を平成二十五年一月二十日から二月九日まで三代実施した。期間中は村下養成研修会とし、日刀保たたら村下を講師に村下後継者の養成を行った。

これに先立ち、操業開始前の準備として平成二十五年一月十日から釜土の混練や本床への火入れなどを行った。炉床の状態を整え、本操業に臨み、伝統技術の保存・伝承に努めた。

操業自体は下準備から始まり、釜作り・三昼夜操業・釜壊しを一単位つまり一代と数えるが、釜作り以降の作業を計三回行い、約二・五トンの鋼を生産した。

また操業終了後からは、生産された鋼を破砕し翌年度以降の玉鋼配布準備のため、各等級ごとに選別する作業を行った。

操業期間外では、日刀保たたら村下の指導のもと、ほぼ通年で以下の作業を行っている。

① 三代分のたたら炭の生産（約三六トン）
② 粘土の選別と確保
③ 注文に応じての玉鋼発送作業
④ その他適宜発生する業務

さらに、生産された玉鋼について刀匠に頒布の文書を郵送した。

7、刀剣文化振興の助成事業

当協会の協力団体は国内に七六団体、海外に三団体設立されており、全国の刀剣普及活動の拠点である。二十四年度は一団体の解散があり、四団体が新たに設立された。

**〈国内　七六団体〉**

日刀保根室支部　日刀保帯広支部　日刀保札幌支部
日刀保旭川支部　日刀保青森県支部　日刀保八戸支部
日刀保岩手県支部　日刀保秋田県支部　日刀保羽後秋田支部
日刀保山形県庄内支部　日刀保山形支部　日刀保米沢支部
日刀保宮城県支部　日刀保会津支部　日刀保福島県南支部
日刀保いわき支部　日刀保福島支部　日刀保高崎支部
日刀保茨城県支部　日刀保茨城県西北支部　日刀保栃木県支部
埼玉県刀剣保存協議会　日刀保千葉県東部支部　日刀保千葉県支部
日刀保東京都支部　日刀保東京多摩支部　日刀保横浜支部
鎌倉刀剣会　日刀保湘南支部　日刀保山梨県支部
日刀保新潟支部　日刀保長岡支部　日刀保富山県支部
日刀保石川県支部　日刀保若狭支部　日刀保福井支部
日刀保長野県南支部　日刀保長野県北支部　日刀保長野県東信支部
日刀保静岡県支部　日刀保静岡東部支部　日刀保三河支部
日刀保名古屋支部　日刀保岐阜県支部　日刀保三重県支部
日刀保京都府支部　日刀保大阪支部　日刀保兵庫県支部
姫路しらさぎ刀剣会　日刀保奈良県支部　日刀保和歌山県支部
日刀保岡山県支部　日刀保山口県支部　日刀保広島県支部
日刀保島根県支部　日刀保鳥取県支部　日刀保香川県支部
日刀保四国讃岐支部　日刀保愛媛県支部　日刀保徳島県支部
日刀保高知県支部　日刀保北九州支部　日刀保八幡支部
日刀保博多支部　福岡美術刀剣振興会　日刀保筑後支部
日刀保熊本県支部　日刀保熊本中央支部　日刀保宮崎支部
日刀保延岡支部　日刀保長崎支部　日刀保佐賀県支部

別表2

| | 国内 | | | | | 海外 | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会員種別 | 普通会員 | 学生会員 | 維持会員 | 優遇会員 | 終身会員 | 普通会員 | 終身会員 | |
| 平成25年３月末日 | 4456人 | 23人 | 8人 | 20人 | 68人 | 257人 | 11人 | 4843人 |
| 昨年度との差 | －243人 | －1人 | －2人 | －2人 | －2人 | 22人 | 0人 | －228人 |

日刀保大分支部　日刀保大分県北支部
日刀保別府支部　日刀保鹿児島県支部

**〈海外　三団体〉**

ヨーロッパ支部　アメリカ支部
モスクワ支部

(1) 協力団体で開催する鑑賞会へ講師の派遣と鑑賞刀剣を貸与した。
　1の(2)鑑賞会事業参照。

(2) 協力団体で開催する鑑賞会へ鑑賞刀剣を貸与した。
　平成二十四年度は一二件。

(3) 協力団体で主催する刀剣類の展示会の後援をした。
　協力団体で主催する、刀剣類の展示会の助成及び共催事業は平成二十四年度はなかった。

## Ⅱ　管理部門

1、会員の状況（別表2のとおり）

2、職員に関する事項

職員数
男子　一八名（前期末一名減）
　平均年齢　五十五歳
女子　九名（前期末増減〇）
　平均年齢　五十二歳
合計　二七名（前期末一名減）

3、役員会等に関する事項

(1) 平成二十四年度理事会（定款第四十四条による理事会）
日時　平成二十四年四月五日（木）
議題　1平成二十四年度公益財団法人日本美術刀剣保存協会第一回臨時評議員会の招集の決定

(2) 平成二十四年度第一回臨時評議員会
日時　平成二十四年四月十七日（火）午後二時から二時三十分
議題　1監事の辞任及び補充監事の選任

(3) 平成二十四年度第一回理事会
日時　平成二十四年五月二十九日（火）午後二時から三時三十分
議題　1平成二十三年度事業報告及び決算の承認
　2平成二十四年度正味財産増減予算書の承認
　3平成二十四年度評議員会の招集の決定
　4「旅費に関する規程」の一部改正

(4) 平成二十四年度第二回評議員会
日時　平成二十四年六月七日（木）午後二時から二時四十五分
議題　1平成二十三年度事業報告及び決算の承認

(5) 平成二十四年度第二回理事会
日時　平成二十四年七月二十三日（月）午後一時から三時三十分
議題　1規定の一部改正について
　2無鑑査認定について
　3協会の今後の運営について

(6) 平成二十四年度理事会（定款第四十四条による理事会）
日時　平成二十四年八月一日（水）
議題　1伝位審議会委員の委嘱について
　2伝位授与規程の一部改正について

(7) 平成二十四年度理事会（定款第四十四条による理事会）
日時　平成二十四年八月十五日（水）
議題　1重要刀剣審査員の補充について

(8)
平成二十四年度理事会（定款第四十四条による理事会）
日時　平成二十四年九月十日（月）
議題　1普通財産の組み入れ及び削除
2「刀剣等指導員規程」の一部改正
3「刀剣等指導補助員規程」の一部改正
4「情報公開規程」の一部改正
5「伝位授与規程」の一部改正
6刀剣等指導員登録申請について

(9)
平成二十四年度理事会（定款第四十四条による理事会）
日時　平成二十四年十一月七日（水）
議題　1公益財団法人日本美術刀剣保存協会指導員規程第三条第二項による刀剣指導員登録申請三名の承認について

(10)
平成二十四年度理事会（定款第四十四条による理事会）
日時　平成二十四年十二月十日（月）
議題　1公益財団法人日本美術刀剣保存協会伝位授与規程第三条第一項に基づき伝位審議会から提出された別添答申書に基づき伝位を授与する件
2公益財団法人日本美術刀剣保存協会指導員規程第三条第二項による刀剣等指導員登録申請　福岡県　米田一雄（現博多支部長　中伝位）の承認について

(11)
平成二十四年度第三回理事会
日時　平成二十五年一月二十一日（月）午後一時三十分から三時
議題　1就業規則の一部改正の承認
2第四十四回全国大会の開催の承認
3協会の移転についての承認

(12)
平成二十四年度理事会（定款第四十四条による理事会）
日時　平成二十五年二月二十日（水）
議題　1公益財団法人日本美術刀剣保存協会指導員規程第三条第二項による刀剣等指導員登録申請四名の承認について
岡山県　田﨑　敏夫（中伝位）
埼玉県　二階堂克哉（中伝位）
岡山県　長瀬　光康（中伝位）
石川県　小浦宗五郎（中伝位）

(13)
平成二十四年度第四回理事会
日時　平成二十五年三月十四日（木）午後一時三十分から三時
議題　1平成二十五年度事業計画（案）及び予算（案）について
2平成二十五年度保存・特別保存、重要審査員の委嘱について
3伝位の承認
4評議員会の開催日について

## Ⅲ　課題

当協会は、昭和二十三年に東京国立博物館内において設立され、昭和四十三年二月に現在の所在地に会館を建設して移転した。

この建物は既に四十五年経過しており、現在まで、あらゆる補修はしているが老朽化が激しく、また耐震性に問題がある。

展示室についても旧式であり十分な展示が不可能になっている。

建て替えについては、その間の代替施設が必要であり、係る経費の問題及び現在の用地が集客に不向きであることから、移転を計画しており早急な対応が課題となっている。

平成二十四年度事業報告には、定款第十一条に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成しない。

平成二十五年五月

# 貸借対照表

平成25年3月31日現在

（単位：円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| Ⅰ.資産の部 | |
| 1.流動資産 | |
| 現金預金 | 95, 588, 120 |
| 未収金 | 20, 219, 773 |
| 販売用書籍 | 14, 895, 901 |
| 製品 | 60, 977, 423 |
| 原材料 | 2, 827, 547 |
| 流動資産合計 | 194, 508, 764 |
| 2.固定資産 | |
| (1)基本財産 | |
| 土地 | 53, 660, 000 |
| 建物 | 42, 808, 444 |
| 定期預金 | 19, 242, 109 |
| 投資有価証券 | 882, 138, 865 |
| 刀剣及び小道具 | 715, 250, 000 |
| 基本財産合計 | 1, 713, 099, 418 |
| (2)特定資産 | |
| 退職給付引当資産 | 83, 317, 301 |
| 減価償却引当資産 | 119, 476, 655 |
| 刀剣学奨学積立資産 | 4, 863, 763 |
| 特定資産合計 | 207, 657, 719 |
| (3)その他固定資産 | |
| 建物 | 20, 191, 253 |
| 建物付属設備 | 5, 872, 911 |
| 構築物 | 4, 947, 105 |
| 機械装置 | 407, 531 |
| 什器備品 | 715, 640 |
| 土地 | 300, 000 |
| 刀剣及び小道具 | 158, 826, 809 |
| 研修用教材 | 15, 367, 000 |
| 絵画 | 5, 800, 000 |
| 図書及び押型 | 8, 960, 000 |
| ソフトウェア | 10, 220, 059 |
| その他固定資産合計 | 231, 608, 308 |
| 固定資産合計 | 2, 152, 365, 445 |
| 資産合計 | 2, 346, 874, 209 |

| 科　　目 | 金　額 |
|---|---|
| Ⅱ.負　債　の　部 | |
| 1.流　動　負　債 | |
| 未　　払　　金 | 6, 455, 558 |
| 前　　受　　金 | 28, 596, 460 |
| 預　　り　　金 | 4, 422, 673 |
| 賞　与　引　当　金 | 9, 350, 413 |
| 流　動　負　債　合　計 | 48, 825, 104 |
| 2.固　定　負　債 | |
| 退　職　給　付　引　当　金 | 113, 454, 453 |
| 固　定　負　債　合　計 | 113, 454, 453 |
| 負　債　合　計 | 162, 279, 557 |
| Ⅲ.正味財産の部 | |
| 1.指定正味財産 | |
| 指定正味財産合計 | 0 |
| (うち基本財産への充当額) | (　0) |
| (うち特定資産への充当額) | (　0) |
| 2.一般正味財産 | 2, 184, 594, 652 |
| (うち基本財産への充当額) | (　1, 713, 099, 418) |
| (うち特定資産への充当額) | (　124, 340, 418) |
| 正味財産合計 | 2, 184, 594, 652 |
| 負債及び正味財産合計 | 2, 346, 874, 209 |

# 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

| 科　　目 | 金　額 |
|---|---|
| Ⅰ　一般正味財産増減の部 | |
| 1. 経常増減の部 | |
| (1)経　常　収　益 | |
| 基　本　財　産　運　用　益 | 10, 454, 858 |
| 基　本　財　産　利　息　収　益 | 90, 588 |
| 基　本　財　産　配　当　金　収　益 | 10, 364, 270 |
| 特　定　資　産　運　用　益 | 818, 286 |
| 特　定　資　産　受　取　利　息 | 18, 286 |
| 特　定　資　産　受　取　配　当　金 | 800, 000 |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 受取会費及び入会金 | 52, 376, 744 |
| 会費及び入会金 | 52, 376, 744 |
| 事業収益 | 282, 058, 061 |
| 刀剣博物館入館料収益 | 5, 798, 520 |
| 保存刀剣等鑑定会受取会費 | 197, 150, 960 |
| 重要刀剣等指定会受取会費 | 36, 382, 750 |
| 鑑賞会受取会費 | 2, 809, 800 |
| 書籍売上高 | 4, 045, 710 |
| 出版売上高 | 3, 179, 640 |
| 広告料収益 | 11, 543, 700 |
| 伝位登録料収益 | 624, 000 |
| たたら事業収益 | 20, 522, 981 |
| 雑収益 | 2, 653, 239 |
| 受取利息 | 10, 180 |
| 雑収益 | 2, 643, 059 |
| 諸引当金戻入 | 8, 684, 425 |
| 賞与引当金戻入 | 8, 684, 425 |
| 経常収益計 | 357, 045, 613 |
| (2)経常費用 | |
| 事業費 | 327, 885, 135 |
| 役員報酬 | 3, 755, 000 |
| 給料手当 | 134, 024, 498 |
| 福利厚生費 | 19, 225, 406 |
| 賃金 | 34, 232, 870 |
| 旅費交通費 | 13, 072, 603 |
| 通信運搬費 | 10, 264, 836 |
| 消耗品費 | 3, 187, 082 |
| 印刷製本費 | 30, 063, 332 |
| 光熱水料費 | 3, 848, 723 |
| 修繕費 | 5, 307, 412 |
| 賃借料 | 11, 051, 842 |
| 租税公課 | 8, 964, 047 |
| 助成費 | 6, 392, 000 |
| 支払保険料 | 590, 047 |
| 書籍仕入費 | 4, 697, 055 |
| 玉鋼材料費 | 13, 370, 133 |
| 支払負担金 | 1, 009, 000 |
| 渉外費 | 315, 570 |
| 雑費 | 2, 291, 519 |
| 減価償却費 | 11, 276, 315 |
| 退職給付費用 | 10, 945, 845 |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 管理費 | 12, 800, 935 |
| 役員報酬 | 1, 390, 000 |
| 給料手当 | 2, 870, 752 |
| 福利厚生費 | 990, 583 |
| 旅費交通費 | 584, 615 |
| 通信運搬費 | 563, 646 |
| 消耗品費 | 280, 525 |
| 光熱水料費 | 306, 376 |
| 修繕費 | 601, 022 |
| 賃借料 | 387, 345 |
| 支払保険料 | 354, 670 |
| 顧問料 | 3, 012, 300 |
| 支払負担金 | 445, 600 |
| 渉外費 | 64, 350 |
| 雑費 | 43, 383 |
| 減価償却費 | 221, 088 |
| 退職給付費用 | 563, 981 |
| 会議費 | 120, 699 |
| 経常費用計 | 340, 686, 070 |
| 当期経常増減額 | 16, 359, 543 |
| 2.経常外増減の部 | |
| (1)経常外収益 | |
| 固定資産受贈益 | 7, 540, 000 |
| 償還差益 | 138, 686 |
| 経常外収益計 | 7, 678, 686 |
| (2)経常外費用 | |
| 経常外費用計 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 7, 678, 686 |
| 他会計振替額 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 24, 038, 229 |
| 一般正味財産期首残高 | 2, 160, 556, 423 |
| 一般正味財産期末残高 | 2, 184, 594, 652 |
| Ⅱ　指定正味財産増減の部 | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | |
| 指定正味財産期末残高 | 0 |
| Ⅲ　正味財産期末残高 | 2, 184, 594, 652 |

# 財　産　目　録

平成25年3月31日現在

（単位：円）

| 貸借対照表科目 | | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| （流動資産） | 現金 | | 運転資金として | 3, 130, 470 |
| | 普通預金 | みずほ銀行新宿新都心支店 他 | 運転資金として | 80, 221, 907 |
| | 郵便貯金 | 代々木郵便局振替口座　他 | 運転資金として | 12, 235, 743 |
| | 未収金 | | 審査事業における審査料　他 | 20, 219, 773 |
| | 販売用書籍 | 「昭和大名刀図譜」他 | 出版書籍在庫 | 14, 895, 901 |
| | 製品 | 島根県仁多郡奥出雲町 | 玉鋼在庫 | 60, 977, 423 |
| | 原材料 | 島根県仁多郡奥出雲町砂鉄、木炭 | 玉鋼材料在庫 | 2, 827, 547 |
| 流　動　資　産　合　計 | | | | 194, 508, 764 |
| （固定資産）<br>基本財産 | 土地 | 東京都渋谷区代々木4-25-10 | （供用財産）<br>うち、公益目的保有財産83%<br>うち、管理目的の財源として使用する財産17% | 53, 660, 000 |
| | 建物 | 東京都渋谷区代々木4-25-10<br>刀剣博物館４階建他 | （供用財産）<br>うち、公益目的保有財産86.4%<br>うち、管理目的の財源として使用する財産13.6% | 42, 808, 444 |
| | 定期預金 | みずほ銀行新宿新都心支店 | 公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。 | 19, 242, 109 |
| | 投資有価証券 | 国債<br>地方債 | 公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。 | 582, 955, 469<br>299, 183, 396 |
| | 刀剣及び小道具 | 日本刀　他 | 公益目的保有財産であり、協会の事業の用に供している不可欠特定財産である。 | 715, 250, 000 |
| | 基　本　財　産　合　計 | | | 1, 713, 099, 418 |
| 特定資産 | 退職給付引当資産 | 普通預金みずほ銀行新宿新都心支店<br>定期預金みずほ銀行新宿新都心支店　他 | 職員19名に対する退職金の支払いに備えた積立資産である。 | 42, 525, 231<br>40, 792, 070 |
| | 減価償却引当資産 | 普通預金みずほ銀行新宿新都心支店<br>定期預金三井住友信託銀行新宿支店<br>国債 | 将来の固定資産への投資のための引当資産である。 | 12, 989, 532<br>10, 000, 000<br>96, 487, 123 |
| | 刀剣学奨学積立資産 | 定期預金みずほ銀行新宿新都心支店 | | 4, 863, 763 |
| | 特　定　資　産　合　計 | | | 207, 657, 719 |
| その他の固定資産 | 建物 | 島根県仁多郡奥出雲町 | （供用財産）<br>うち、公益目的保有財産99.4%<br>うち、管理目的の財源として使用する財産0.6% | 20, 191, 253 |
| | 建物付属設備 | 渋谷区代々木4-25-10 | （供用財産）<br>うち、公益目的保有財産88.3%<br>うち、管理目的の財源として使用する財産11.7% | 5, 872, 911 |

| 貸借対照表科目 | | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| | 構築物 | 渋谷区代々木4-25-10<br>石碑　他 | (供用財産)<br>うち、公益目的保有財産84.5%<br>うち、管理目的の財源として使用する財産15.5% | 4, 947, 105 |
| | 機械装置 | 島根県仁多郡奥出雲町<br>たたら炉　他 | 公益目的保有財産である。 | 407, 531 |
| | 什器備品 | 渋谷区代々木4-25-10 | (供用財産)<br>うち、公益目的保有財産93.7%<br>うち、管理目的の財源として使用する財産6.3% | 715, 640 |
| | 土地 | 長野県上田市 | | 300, 000 |
| | 刀剣及び小道具 | 渋谷区代々木4-25-10<br>日本刀　他 | 公益目的保有財産である。 | 158, 826, 809 |
| | 研修用教材 | 渋谷区代々木4-25-10<br>刀剣及び小道具 | 公益目的保有財産である。 | 15, 367, 000 |
| | 絵画 | 渋谷区代々木4-25-10<br>日本画　他 | 公益目的保有財産である。 | 5, 800, 000 |
| | 図書及び押型 | 渋谷区代々木4-25-10<br>網屋押型　他 | 公益目的保有財産である。 | 8, 960, 000 |
| | ソフトウェア | 渋谷区代々木4-25-10 | (供用財産)<br>うち、公益目的保有財産95.1%<br>うち、管理目的の財源として使用する財産4.9% | 10, 220, 059 |
| | 特　定　資　産　合　計 | | | 231, 608, 308 |
| 固　定　資　産　合　計 | | | | 2, 152, 365, 445 |
| 資　産　合　計 | | | | 2, 346, 874, 209 |
| (流動負債) | 未払金 | | 当期消費税確定額　他 | 6, 455, 558 |
| | 前受金 | 個人会員　他 | 公益目的事業及び管理目的の業務に使用する会費　他 | 28, 596, 460 |
| | 預り金 | | 社会保険料　他 | 4, 422, 673 |
| | 賞与引当金 | 職員 | 公益目的事業及び管理目的の業務に従事する職員の賞与の引当金である。 | 9, 350, 413 |
| 流　動　負　債　合　計 | | | | 48, 825, 104 |
| (固定負債) | 退職給付引当金 | 職員 | 職員19名に対する退職金の支払いに備えたものである。 | 113, 454, 453 |
| 固　定　負　債　合　計 | | | | 113, 454, 453 |
| 負　債　合　計 | | | | 162, 279, 557 |
| 正　味　財　産 | | | | 2, 184, 594, 652 |

監　査　報　告　書

公益財団法人日本美術刀剣保存協会
会長　小野　裕　殿

平成25年5月8日

公益財団法人日本美術刀剣保存協会
監　事　杉山　清
監　事　小池　哲

公益財団法人日本美術刀剣保存協会における平成24年４月１日から平成25年３月31日までの監査の方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監事は、理事会などの会議に出席し、理事及び担当者からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に掛かる事業報告等及び会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、計算書類（貸借対照表・正味財産増減計算書）及びにその附属明細書並びに財産目録について監査いたしました。

２．監査意見

（１）事業報告等の監査結果

１）事業報告は、法令及び公益財団法人日本美術刀剣保存協会定款に従い、法人の状況を正しく表示しているものと認めます。

２）理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは公益財団法人日本美術刀剣保存協会定款に違反する事実は認められません。

（２）計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を正確に表示しているものと認めます。